

一般社団法人 日本骨・関節感染症学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本骨・関節感染症学会と称する。英文では Japanese Society for Study of Bone and Joint Infections と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、骨・関節の感染症研究の進歩発展を図り、日常診療に役立てることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講演会、研究会等の開催
- (2) 学会誌、学術図書等の発行
- (3) 国内外の関連諸団体との連絡及び調整
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告による。

<http://www.jssbjj.jp/>

2 事故その他やむを得ない理由により前項の電子広告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 名誉会員 当法人の運営に多大の寄与をした者、または骨・関節感染症研究の発展に特別な貢献をした者で、理事会が推薦し社員総会の承認された者
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を援助するため入会した個人または団体

(会員の資格の取得)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出することにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会の決議によって決定し、理事長がこれを本人に通知するものとする。

3 名誉会員に推挙された者は、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、別に定める額を支払わなければならない。

2 名誉会員は、会費を支払うことを要しない。

3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 会費の納入が継続して3年以上なされなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 評議員

(評議員)

第13条 当法人の正会員の中から、正会員数の10%を限度として選出される評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に規定する社員とする。

- 2 評議員は、別に定める評議員選出規則に基づき、理事会の推薦を経て、社員総会の決議により選任する。
- 3 評議員の任期は2年とし、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。
- 4 評議員は再任されることを妨げない。ただし、満65歳に達した者は、その後に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結時をもってその資格を失う。
- 5 評議員は、定時社員総会及び臨時社員総会を2年間理由なく連続して欠席した場合は、評議員の資格を失う。

第4章 社員総会

(構成及び種類)

第14条 社員総会は、前条に規定するところによって選出された社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。
- 3 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算報告の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡

(10) 理事会において社員総会に付議した事項

(11) 前各号に定めるもののほか、「法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 16 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 6 ヶ月以内に 1 回開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

(6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(書面議決等)

第 20 条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第 21 条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人 1 名が、記名押印又は署名する。

(社員総会規則)

第 23 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 5 章 役員等

(役員の設定等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上20名以内
- (2) 監事1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長をもって代表理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員の中から社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の互選により選出する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 当法人と類似の目的を有する団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第26条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。理事が任期途中で社員の地位を失ったときは、理事の任期満了まで在任することができる。ただし、その後の再任はできない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。監事が任期途中で社員の地位を失ったときは、監事の任期満了まで在任することができる。ただし、その後の再任はできない。

3 理事長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、理事長が任期途中で理事の地位を失ったときは理事長の資格を失う。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第32条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 40 条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第 42 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 43 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第 45 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上で、定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 47 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第 48 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第

- 1 7号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 学術集会

(学術集会)

- 第49条 当法人は、第3条1項の学術集会を毎年1回開催する。
- 2 学術集会は会長が主宰し、これに関わる事務を統括する。
 - 3 学術集会の会長、次期会長、次次期会長は理事会で選任され、理事会の承認を得て、社員総会で報告する。
 - 4 会長の任期は選出された年の学術集会終了の日の翌日から次回の学術集会終了の日までとする。
 - 5 会長は理事会に出席し意見を述べることができる。
 - 6 学術集会における発表者は特別講演者を除き、共同発表者を含め原則として会員に限る。

第10章 学会誌

(学会誌)

- 第50条 当法人は「日本骨・関節感染症学会誌」を発行し、会員に配布する。学会誌の配布は原則として入会以後に発刊したものとする。
- 2 学会誌に論文を投稿する者は共同執筆者を含め原則として会員に限るものとし、投稿規定は別に定める。

第11章 委員会

(委員会)

- 第51条 当法人の事業を推進するために、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任及び解任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 幹事及び事務局

(幹事の設置等)

- 第52条 当法人の事務を処理するため幹事を置くことができる。
- 2 幹事は1名とし、理事会の承認を得るものとする。
 - 3 幹事の任期は前項により任命された日から2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 4 幹事は理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし議決権は有しない。
 - 5 幹事は理事及び監事を兼ねることができない。

(事務局の設置等)

- 第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第13章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

- 第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章 雑則

(委任)

- 第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- (特別の利益の禁止)

第 56 条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第 57 条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に定めるところによる。

附則

- 1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。
- 2 当法人の設立に際して会員となる者は（以下「設立時会員」という。）は、平成 31 年 3 月 31 日現在において日本骨・関節感染症学会の会員名簿に記載されている者とする。
- 3 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

氏名 市村正一

氏名 山本謙吾

- 4 当法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時監事は、次の通りとする。設立時理事、設立時代表理事、及び設立時監事の任期は法人設立時より選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

設立時代表理事 市村正一

設立時理事 阿部哲士

設立時理事 池内昌彦

設立時理事 市村正一

設立時理事 石井朝夫

設立時理事 石橋恭之

設立時理事 井澤一隆

設立時理事 稲葉 裕

設立時理事 伊藤 浩

設立時理事 内尾祐司

設立時理事 大川 淳

設立時理事 尾崎敏文

設立時理事 佐藤公昭

設立時理事 杉山 肇

設立時理事 須藤啓広

設立時理事 瀬戸口啓夫

設立時理事 土屋弘行

設立時理事 松下和彦

設立時監事 赤木将男

設立時監事 山本謙吾

- 5 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。
- 6 当法人の設立時社員は、第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、附則第 3 項に記載する 2 名とする。当法人の設立後、任意団体である日本骨・関節感染症学会の解散時に幹事であった者は、何ら意思表示をすることなく当然に当法人の社員となる。
- 7 当法人の最初の事業年度に関する事業計画及び予算の承認は、設立時社員の議決権の過半数により決する。
- 8 当法人の設立時の主たる事務所及び従たる事務所は、次のとおりとする。

設立時の主たる事務所 東京都千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号パレスサイドビル

株式会社毎日学術フォーラム内

設立時の従たる事務所 東京都三鷹市新川 6-20-2 杏林大学医学部整形外科学教室内